

JAL被解雇者労働組合（JAL 争議団）

驚きの実態

info@jhu-wing.main.jp

<https://jhu-wing.main.jp/>

8月3日 事務折衝（業務委託）報告：その3

具体的なものは何も決まっていない！

**委託報酬減額や契約打ち切り基準はまだ決まっていない！？
提出物の評価基準は人財戦略部がこれから考える！？**

<備考:「業務を行う場所」について>

会社:必要な会議体への出席は断われる！ペナルティーは個別に考える？

【JHU】「備考欄」には「原則として業務をおこなう場所や時間は自由に選択できる」としている一方で、但し書きで「必要な会議体への出席等は、時間・場所等を指定させて頂く」とある。本人が指定された場所、日時に都合がつかない時は断れるのか。

《会社》都合がつかないのに、来てくださいとは言えない。強制的はあり得ない。

【JHU】断った場合、委託料減額や契約打ち切り等のペナルティーはあるのか。

《会社》そこは個別に考えていく。

【JHU】断った場合は、ペナルティーがあり得るということか。

《会社》ペナルティーは想定していない。

【JHU】業務例から言えば、会議に出席して「議事録作成」を行うのではないのか。

《会社》イメージが違う。会議に出て、航空機業務に従事していた経験から、バリアフリーとか、日常生活で改善したほうが良いと思うところの意見を述べることも想定している。まだ決まった訳ではない。

【JHU】では業務例の①から⑨までの自治体セミナー等にも出席して意見を言うということか。

《会社》場所は Zoom で繋がるし、時間は調整していくと思う。全く参加されなかった場合のペナルティーは、個別契約なので個別に話しながらやって行くということだ。

<会議体への出席過程での災害にあった場合の補償>

会社:受託者は労働者ではないため、労働基準法や労働契約法の適用外

【JHU】備考の3項目に「労働基準法や労働契約法の適用外」とあるが、会議や意見交換への出席時または退席後の途上で災害に遭った時の手

当てはどうなるのか。

《会社》労災の対象にはならない。

<備考:「委託金(報酬)」について>

会社:委託報酬の減額や契約打ち切りについてはまだ決まっていない！

【JHU】「委託報酬」の備考に「委託業務が適正に履行されない場合、委託金の減額や契約期間途中での契約解除等を行う」とある。準委任契約

は成果物の質や結果には責任を持たないとされるが、委託金はどういう場合に、どの程度減額されるのか。

《会社》そこは納得した組合と話し合っていく。提出した内容の出来が悪いとかはない。業務委任契約は業務遂行に対し報酬を支払うので、契約を結んだにも拘らず業務が全く遂行されない場合には何らかの対応をさせて頂く可能性がある。半額なのか等、煮詰まったものはない。

【JHU】この話は合意を決めた組合と話すと言ったのか。

《会社》訂正する。皆さんとは今話をしている。

【JHU】報酬減額や契約打ち切りを、いつどこで誰がどのような基準で行うのか、まだ決まっていないということだな。

＜提出物の評価基準、報酬の減額、契約打ち切りの基準＞

会社：人財戦略部がこれから考える！業務遂行の結果＝業績の状態を判断する

【JHU】前回の交渉で、成果物はマネージャー（私）が受け取ると発言した。

《会社》人財戦略部だ。

《会社》いや違う。そう言ったのなら訂正する。

【JHU】報酬減額や契約打ち切りの基準は、人財戦略部でこれから考えるということか。

【JHU】業務委託を受けた人が作成した物はどこに提出するのか。

《会社》そうだ。受け取った業績の状態を判断する。

＜備考：「諸経費」について＞

会社：業務に伴い発生する費用は全て受託者の個人負担！

【JHU】備考「諸経費」の項に「交通費、通信費等の諸経費は委託金の中に含まれる」とある。業務を行うための業界誌購入代金やセミナー、シンポジウムへの参加費や交通費は、全て委託報酬から受託者が払うということか。

《会社》出ない。

《会社》セミナーは殆ど無料で Zoom だ。有料セミナーへの参加は想定していない。書籍も基本的には会社が専門誌を取っており、それを使い作業してもらう。自分で買ってやる事は今のところ想定していない。

【JHU】在宅ワークで使用するパソコンや、ネット代、これは会社が整備するのか。

《会社》ご自身の環境の中でやって貰う。

【JHU】交通費は出ないのか

【JHU】自分でネット代を出し、作業環境も整備しろということか。

《会社》ネットは日常生活の中で使われている。その範囲でやってもらう。本人の負担が過大になる事は想定していない。負担がかからない範囲で行えるようにする。

＜「インボイス制度」が開始されると、12万5千円に10%の消費税がかかる＞

【JHU】源泉徴収はしないのか。

度」の施行が来年10月からという話もある。法案が決まったら、消費税は自分で払うので、その分報酬が少なくなる。

《会社》考えていない。基本的には報酬を支払い確定申告して頂く。

【JHU】業務委託報酬に10%の個人消費税が掛かる法案が検討されている。所謂「インボイス制

《会社》確認する。

会社：成果物納品までの納期は決まっていない！ノルマはない？

【JHU】例えば1時間のセミナーの場合、議事録作成から提出まで何日間を想定しているのか。

ことか。

《会社》まだ決まっていない。

《会社》決まっていない。2か月も3か月もはないが、負担にならないようこれから決めていきたい。

【JHU】1か月、2か月かかっても構わないという

＜権利の帰属について＞

本委託業務遂行により、会社に提出された資料・レポート等における著作権等の権利については、会社が権利者となる？

会社：セミナー等で知り得たことを他に言うなということではない！

【JHU】リサーチして作成した提案書を成果物と捉えて著作権が会社のもとなれば、準委任契約ではなしに、請負契約にならないのか。

《会社》成果物を出して頂いて、その内容を秘匿することは問題ない。提出頂いたものは会社の権利になると言うことだ

【JHU】例えば、セミナーで得られた情報を会社に

提出した場合、その知り得た情報を他の人に教えたら、それは会社の著作権の侵害になるのか。会社の謂う著作権の幅が広すぎて分からない。

《会社》会社に提出されたファイルと同じものを他に出すのはやめて下さいと言うこと。広く一般的に聞いた内容を他に言うなというのは常識ではあり得ない。

＜委託者と受託者の間で紛争が起きた場合の処理＞

会社：個別の問題を組合がどう判断するか、どう捉えるかによる

【JHU】委託者と受託者間で紛争が起きた場合、受託者が組合員である場合は、労使協議により紛争を処理すると考えてよいか。

《会社》基本的に契約事項なので、委託者と受託者間で話し合っていく。さらに協定の事項で履行されていない内容があれば、組合と会社で協議し解決する。

【JHU】その線引きはどうなるのか。組合と結んで

いる覚書に疑義が生じた場合には、個々の組合員ではなく、組合が会社と協議して処理するというわけではないのか。

《会社》線は引けない。組合全体として問題があれば組合と会社が話をして処理する。委託者と受託者の個別労働契約の話であれば会社と受託者の間で話をする。仮の話だが、組合がどう捉えるか、組合がどう判断するかではないか。

＜業務上災害への対応「特別加入」？＞

【JHU】今回の提案が、2021年4月1日に施行された改正高齢者雇用安定法に基づく、70歳まで継続的に業務委託契約を結ぶ制度（創業支援等措置）を活用するものであれば、労働者災害補

償保険に特別加入できる。

《会社》業務委託は業務上災害の適用はない。ご指摘の制度に基づくものではなく、一般的な業務委託契約だと考えているが質問は預かる。

＜まとめ＞

【JHU】7月15日の交渉での質疑について追加の質問がある。加えて、「業務委託例」については別途質問状を出し、会社が答えを整えたうえで質疑する。次の事務折衝を至急設定するよう要求する。また、次回都労調査が9月26日（月）

に決まった。次の団交は8月下旬から9月上旬に設定するべく、早急に日程調整を行うよう要求する。

《会社》分かった。別途調整する。これで終了する。

以上

JHUは引き続き、会社から「業務委託契約」に係る説明を聞き、問題点を明らかにしていきます。